

説明資料作成例（表面）

〇〇〇建築計画について

（あいさつ文）

建築計画概要

建築物の名称	（仮称）船橋市ハイツ
建築場所	船橋市湊町2丁目2784-894 ほか2筆
用途地域	第1種住居地域
高度地区	第1種高度地区(20m)
その他の地域、地区	該当なし
建ぺい率	52.63%（限度 60%）
容積率	147.37%（限度 200%）
工事種別	新築
用途	共同住宅12戸（内ワンルーム住戸3戸）
敷地面積	234.56㎡
建築面積	123.45㎡
延べ面積	345.67㎡（建築物全体：378.90㎡）
階数	地上3階、地下0階
最高の高さ	9.899m
基礎	杭基礎（現場造成杭又はPHC杭）
構造	鉄骨コンクリート造・一部鉄骨造

建築主	（住所）	（氏名）	（電話）
設計者	（住所）	（氏名）	（電話）
施工者	（住所）	（氏名）	（電話）
連絡先	（住所）	（氏名）	（電話）

説明事項

1. 建築計画について

- 当建築物は地上3階で、用途は共同住宅12戸（内ワンルーム3戸）です。
- 構造は、鉄骨コンクリート造です。
- 建築物の位置は、別添配置図のとおりですが、付帯設備として駐車場、駐輪場、ゴミ置場を計画しております。
- 付近の建築物等の概要は、別添案内図のとおりです。
- 建築物の形態、規模は、別添平面図及び立面図のとおりです。
- 当建築物による日影は、別添日影図のとおりと予測しております。

2. 工期について

- 当建築物の工期は〇〇ヶ月間を予定しております。
- 着工予定 令和〇〇年〇〇月、完成予定 令和〇〇年〇〇月

3. 工事作業時間及び休日について

- 作業時間は原則として午前〇〇時〇〇分～午後〇〇時〇〇分までといたします。
- 日曜日、祝祭日は休業とし作業はいたしません。
- 危険防止及び交通規制をうける資機材の搬出並びに交通事情から生ずる生コンクリート車の遅延等止むを得ない事情により作業時間を変更する場合には、作業内容及び作業時間等を事前掲示等により周知いたします。また、影響の大きいと思われる近隣住民の方々に対しては事前にご連絡をいたします。

説明資料作成例（裏面）

4. 基礎工事について

- 当建築物の基礎は杭基礎とし、工法は現場造成杭、又はPHC杭といたします。
- 現場造成杭とは、……。PHC杭とは、……。

5. 工事用車両の交通安全対策について

- 工事用車両の出入りについては、事前に所轄警察署等と十分協議のうえ慎重に計画をまいります。なお、車両誘導員を配置して、交通事故の防止及び歩行者等の安全確保に努め、工事の作業内容等で必要と思われる場合には、車両誘導員を増員して対応いたします。
- 工事車両の通行は午前〇〇時〇〇分以降といたします。
- 住宅街を通行する際は、十分注意し徐行いたします。
- 工事車両及び作業員の車は敷地内に駐車するか、近隣の有料駐車場に駐車するようにし、路上駐車はしないようにいたします。
- 工事関係の大型車両には当工事の車両か区別できるよう、表示するようにいたします。

6. 騒音・振動対策について

- 工事による騒音・振動・粉じん等で近隣住民の皆様に対し極力ご迷惑をおかけしないように、最善の努力をいたします。また、騒音規制法及び船橋市環境保全条例の趣旨を厳守し、作業を行います。

7. 現場の風紀対策について

- 当工事の敷地内には作業員の宿泊施設は設置いたしません。
- 作業員の風紀についての指導監督には十分に留意し、作業員の教育の実施・衛生管理の徹底を図ります。

8. 現場管理について

- 工事作業場付近における適切な安全対策の実施及び事故防止のため現場管理を厳正に行います。また、現場の周囲は常に清潔にし、隣接地にゴミを落としたり、資材の破片を路上に放置しないよう心がけ、作業機械は作業終了後整頓し環境の保全に最善を尽くします。
- 工事期間中は工事責任者を常駐させ、近隣住民の皆様からの申し入れ等については、誠意をもって対策を講じます。なお、施工業者及び工事責任者は看板を設置してお知らせいたします。

9. 工事による危害の防止策について

- 当建築物の敷地内には仮囲いを設置すると共に必要に応じ養生シートを施すことにより塵埃・コンクリート等の飛散・落下を防止いたします。
- 本工事に際しては近隣住民の皆様方の家屋等に損傷等の被害が発生しないよう万全を期しますが、万一、本工事が起因して、家屋等に被害が生じた場合には、協議の上責任を持って速やかに適切な処置をとります。なお、近隣住民の方より申し出があれば、事前に現地において了解立会の上家屋等の写真撮影及び家屋調査を行い、後日資料として双方各1通保管する事といたします。

10. 電波障害について

- 当建築物に起因し電波受信障害が発生した場合は、迅速に対応し必要な受信障害対策を協議させていただきます。

11. プライバシーについて

- 近隣住民の皆様からの申し出により対応策を協議させていただきます。

12. その他の問題について

- 上記以外の問題や近隣住民の皆様からの申し入れ等につきましては、誠意をもってその都度協議の上対策に講じ、解決に努めます。